第明治三十五種郵便物認可
号外（号外第75号）　平成28年3月31日　木曜日　官　報　（2分冊の1）
1

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　　告〕

諸　事　項

特殊法人等

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社）関係　一

公　告

諸　事　項

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 28 年 3 月 31 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑴の表中、

33	一般国道126号	千葉東金道路	千葉県山武郡横芝光町から千葉市まで

を

33	一般国道126号	千葉東金道路	東金市から千葉市まで
		首都圏中央連絡自動車道	千葉県山武郡横芝光町から東金市まで

に、

37	一般国道409号及び468号	東京湾横断・木更津東金道路	川崎市から東金市まで

を

37	一般国道409号及び468号	東京湾アクアライン	川崎市から木更津市まで
		東京湾アクアライン連絡道	木更津市（木更津金田インターチェンジ）から木更津市（木更津西ジャンクション）まで
		首都圏中央連絡自動車道	木更津市から東金市まで

に

改める。

１．⑴の表中、１．⑵及び１．⑶のうち、「首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）」を「首都圏中央連絡自動車道」に改める。

１．⑵①イ㈠㈠のうち、

「高速国道のうち、ロの均一制を適用する区間（以下「均一制区間」という。）以外の区間」を「高速国道のうち、ロの均一制を適用する区間（以下「均一制区間」という。）及びハの区間料金制を適用する区間（以下「区間料金制区間」という。）以外の区間」に改める。

１．⑵①イ㈠㈡イ）Ａのうち、

「ＥＴＣカード（省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したＥＴＣシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）」を「ＥＴＣカード（省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「６会社」という。）が公告したＥＴＣシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）」に、

「東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカード」を「６会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカード」に改める。